

平成28年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画

(1) 職員等へのコンプライアンス等意識の向上のための取組 【継続】

① コンプライアンスに関わる講習会等の実施

(i) 新規採用者・転入者に対する「ガイダンス」の実施

新規採用者・転入者を対象に、国土技術政策総合研究所(以下、「国総研」という。)のコンプライアンスに関する取組を説明する。

(ii) 外部の専門家によるコンプライアンス講習会の実施

職員等を対象に、外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会(独禁法、官製談合防止法、コンプライアンス等)を実施する。

(iii) コンプライアンスミーティングの実施

幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。

また、実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。

② 発注者綱紀保持の周知徹底

(i) 職員等を対象に、発注者綱紀保持(発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルール等)について、発注者綱紀保持事務担当者(総務課長・管理課長)を講師とし、コンプライアンス講習会を前期(つくばは2回)に実施する。

(ii) 事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合の報告について周知するとともに、コンプライアンスに関する外部窓口について講習会等(所内広報誌等)により周知徹底する。

(iii) 発注者綱紀保持に関するセルフチェック又はe-ラーニング導入の検討を行う。

③ 国家公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、国家公務員倫理週間の機会を通じて職員へ周知徹底する。

(i) 国家公務員倫理週間において集中的な取組を実施する。

ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規程」DVDの放送、階層別（幹部、課長補佐級、一般）に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」の実施等を行う。

(ii) 全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。

(2) 部外研究員(交流研究員)へのコンプライアンス等意識の向上のための取組

【継続】

部外研究員(交流研究員)へのコンプライアンス意識向上の取組については、従来から受入れ条件として、任期中に知り得た情報漏えいの禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組を実施する。

①ガイダンスの実施【年度当初】

新規受入れ者を対象とした交流研究員ガイダンスを実施し、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。

②コンプライアンス意識の向上の実施【年度途中】

各課室が行う四半期に1回のコンプライアンスミーティングに原則参加させる。

③情報に関する注意喚起【年度末】

部外研究員(交流研究員)修了式において、任期中に知り得た情報漏えいの禁止等について再徹底を図る。

(3) 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底

【継続】

①入札・契約手続きの見直し

コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、地方整備局等の動向を踏まえ、不正が発生しにくい手続きの検討を進める。また、競争性を確保するための対策の検討を引き続き行う。

②情報管理の徹底

技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで、情報漏えいの防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。

設計・積算等における情報管理において、平成27年度に行った情報管理の見直しの周知徹底を行い、情報漏えいの防止を推進する。

(4) 公的研究費等の適正な執行の徹底

【継続】

①国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、所内説明会への出席を必須とし、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底する。また、内部監査（年1回）を実施し、適正な執行を図る。

②委託研究費についても不正防止のための検討を進め、適正な執行(支出)を図る。

(5) 情報システム管理の徹底

【継続】

情報セキュリティ対策の確実な実施のため、所内講習会や標的型メール攻撃訓練等を実施する。また、情報管理の徹底に関する注意喚起や対策等の周知徹底を図る。

①情報セキュリティ講習会の実施

(i)新規採用者、転入者へのガイダンスの実施

(ii)所内職員に向けた講習会の実施

②標的型メール攻撃に対する訓練の実施

③情報セキュリティの自己点検の実施

④情報セキュリティ事案の共有

(6) 推進計画の実施状況のとりまとめと公表

【継続】

推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、定期的にその状況をとりまとめ、推進本部及びアドバイザー委員会の上を承を得て公表するものとする。公表の方法は、国総研HPに掲載して行うものとする。